議案第●号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)5月●日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

(宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第51条第3項中「この節」を「この章」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは「支援法第19条第3号」と」を加える。

(宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第●号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条 例第30号)新旧対照表(第1条による改正関係)

例第30号)新田対照表(第1条による改正関係) 現行	改正案
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の区分に応じて、当該各号に定める ものに基づき、小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適 切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の区分に応じて、当該各号に定める ものに基づき、小学校就学前子どもの心身の 状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適 切に行わなければならない。
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
 (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める 指針 	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保 育の内容について内閣総理大臣が定める 指針
 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 (略) 	 (特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 (略)
 2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第3 	2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(支援法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る支援法第19条第3

号に掲げる小学校就学前子どもの数」とある のは「利用の申込みに係る支援法第19条第1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上 保育認定子どもを除く。以下<u>この節</u>において 同じ。)」とあるのは「支援法第19条第1号又 は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども(第52条第1 項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用地域型保 育の対象となる支援法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもを含む。)」と

____、「教育・

保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及 び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう、」とあるの は「抽選、申込みを受けた順序により決定す る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる支援法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を 除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第 30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4 項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事 の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げる ものを除く。)に要する費用」と、同条第5 項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

号に掲げる小学校就学前子どもの数」とある のは「利用の申込みに係る支援法第19条第1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、

「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上 保育認定子どもを除く。以下この章において 同じ。)」とあるのは「支援法第19条第1号又 は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども(第52条第1 項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用地域型保 育の対象となる支援法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあ るのは「支援法第19条第3号」と、「教育・ 保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及 び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる満3歳未満保育認定子 どもが優先的に利用できるよう、」とあるの は「抽選、申込みを受けた順序により決定す る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる支援法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を 除く。)」と、同条第2項中「支援法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「支援法第 30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4 項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事 の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げる ものを除く。)に要する費用」と、同条第5 項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対 照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(保育の内容)	(保育の内容)
第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省 令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が 定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に 留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。	第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省 令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が 定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に 留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。